

# 雇用・労働WGにおける検討状況等について

平成15年7月28日

雇用・労働WG

主査 清家 篤

## 1 検討の方向

総合規制改革会議の最終年度であることから、原則に立ち返っての雇用規制のあり方の見直しを行うとともに、これまでの答申の実現状況についてのフォローアップを行う。

## 2 WG開催状況

第1回 5月29日(木) 10:00～11:30

議題: 1. 今後の進め方について

2. ヒアリング(日本労働研究機構 花見会長)

第2回 6月18日(水) 16:00～18:00

議題: 本年度の進め方に関する検討(専門委員ヒアリング)

第3回 7月11日(金) 14:00～16:00

議題: 厚生労働省ヒアリング

## 3 検討テーマと今後の取組

平成15年度第1回総合規制改革会議で説明した基本方針に関して、外部有識者および厚生労働省から行ったヒアリングに基づいて、以下の事項について、9月以降、さらにヒアリングやWGでの議論を通じて検討を深め、WGとしての報告をとりまとめる。

### (1) 職業紹介事業・労働者派遣事業の規制緩和

- ・有料職業紹介事業の求職者手数料に関する職種・年収要件の撤廃

悪質業者によるピンはねなどを防止する措置を講じた上で、求職者の選択肢の拡大という観点から、求職者手数料に係る対象者規制を抜本的に緩和すべきではないか。

- ・労働者派遣事業に係る事前面接の全面解禁

派遣先事業主と派遣労働者の的確なマッチングを促進するため、事前面接の全面解禁をすべきではないか。

### (2) 労働時間規制の適用除外拡大

- ・ホワイトカラーエグゼンプション制度の導入

現行の労働時間規制は、労働基準法制定当時における定型労働に従事する労働者を念頭に置いたものであり、こうした労働時間規制にはなじまない非定型労働に従事する労働者については、労働時間規制の適用を除外すべきではないか。その際、

現在は裁量労働制の適用対象労働者とされている者についても、健康・福祉確保措置および苦情処理措置を講ずることを使用者に義務づけることにより、これを適用除外の対象とすべきではないか。

( 3 ) 募集・採用における年齢制限の緩和

- ・年齢制限を設ける事業者に対する説明責任の厳格化

年齢により不当に募集・採用を制限することのないよう、募集・採用に当たっては、年齢制限を設ける事業主に対する説明責任をより厳格なものとし、具体的に年齢制限を設ける理由を説明させるべきではないか。

( 4 ) 事後監視・監督の強化

- ・有料職業紹介事業の監督体制のあり方

有料職業紹介事業の監督は現在ハローワークが実施しているが、同業者を監督するような現状については是正すべきであり、地方労働局等他機関に監督を実施させるべきではないか。